

	質問内容	回答
	【概要】	
1	割引額の計算方法について詳しく教えてください。	「1人1泊あたり（日帰り旅行は1人あたり）」の旅行代金を基準に計算します。 【宿泊旅行の場合】 ・宿泊代金1人あたり税込6,000円以上、10,000円未満の場合3,000円割引 ・宿泊代金1人あたり税込10,000円以上の場合5,000円割引 【日帰り旅行の場合】 ・旅行代金1人あたり税込5,000円以上の場合2,000円割引
2	旅行代金は税込みでの計算ですか。	税込みでの計算となります。
3	受注型旅行及び手配旅行の場合、割引対象は宿泊代のみですか。	その通りです。取扱料金も含め、宿泊代以外の項目は除外となります。
4	飲み放題付プランを追加設定した場合、割引はどのように適用されますか。	飲み放題等を除いた、直接宿泊に係る代金に適用となります。 例：「1泊2食付き8,000円+飲み放題2,500円=10,500円」の宿泊プランの場合、 「1泊2食付き8,000円」部分のみが対象となり、支援額は3,000円となります。
5	新型コロナウイルスの感染状況により事業を中断、終了するとありますが、分かる範囲で具体的に教えてください。	栃木県新型コロナ警戒レベルがステージ3（まん延防止等重点措置）以上となった場合は、支援の対象外となります。 また、ステージ2であっても感染状況の急速な悪化等の理由により本事業を実施することが適当でないと栃木県が判断した場合は中断、終了させていただきます。 その場合は、決定次第、メール等でご連絡いたします。
	【居住地確認】	
6	栃木県民であることの確認はどのように行いますか。	予約の受付をする旅行会社にて身分証明書等（運転免許証や健康保険証など）により確認します。「宿泊割引利用申込書」に同行者全員の氏名と住所をご記入いただくとともに、代表者の居住地を身分証明書等にて確認してください。なお、宿泊施設でもチェックイン時に宿泊割引適用者全員が県内居住者であることを確認しますので、当日は身分証明書等の準備をお願いしてください。
7	日帰り旅行集合時に割引支援対象者が栃木県内居住であることを確認した際、対象者の中に県外居住者がいた場合、手続きはどうしたらよいですか。	補助対象外となります。 なお、割引適用者以外の方には地域限定クーポンをお渡ししないようご注意ください。
8	県外出身の栃木県内在住者で免許証等の住所変更を行っていない場合、どのように確認を行いますか。	住所変更を行う前の免許証等と現住所宛の郵便物等の提出を求め、本人確認を行ってください。
	【地域限定クーポン】	
9	お客様へお渡しした地域限定クーポン番号の管理方法を教えてください。	【様式第9号】地域限定クーポン配付実績報告書（日帰り旅行用）にお渡しした地域限定クーポン番号を記載し、保管してください。
10	地域限定クーポンの枚数を間違ってお客様へ渡してしまった場合、どうしたらよいですか。	多く渡してしまった場合はお客様からの回収を、少なく渡していた場合は追加でのお渡しをお願いします。
11	地域限定クーポンの旅行開始日及び旅行終了日を誤って記入してしまった場合、どうしたらよいですか。	当該地域限定クーポンは無効となります。書き直してお客様に渡すことのないようお願いいたします。新たな地域限定クーポンに正しい日付を記入の上、お客様にお渡しください。
12	汚損・誤記入した地域限定クーポンの取扱方法を教えてください。	事業終了まで、一旦旅行会社様で保管してください。汚損・誤記入した地域限定クーポンの券番を控える必要はありませんが、間違ってお客様にお渡しすることのないようお願いいたします。当該地域限定クーポンや事業終了後に余った地域限定クーポンの事務局への返送方法等に関しては改めてご案内させていただきます。
13	地域限定クーポンを紛失してしまった場合、どうしたらよいですか。	事務局へご連絡ください。
14	地域限定クーポンが足りなくなった場合、どうすればよいですか。	事務局へご連絡ください。追加で発送いたします。なお、ご連絡をいただいてから到着までに日数を要しますので、在庫状況を見ながら早めにご連絡いただくようお願いいたします。
	【修学旅行・団体旅行・日帰り旅行】	
15	日帰り旅行の割引支援を活用する場合、募集型企画旅行の募集広告は、事務局の事前確認が必要ですか。	必要です。日帰り旅行商品販売希望の場合は実施内容等が明記された募集要綱等を事前に事務局へご提出ください。事務局にて実施内容を確認後、募集最大人員分の地域限定クーポンを事務局から旅行会社へお送りいたします。
16	修学旅行も対象とのことですが、予約と手配は既に終了しています。その場合は、適用外になりますか。	栃木県内に所在地のある学校団体が実施する修学旅行等の場合は、例外的に事業開始前から予約と手配が完了している団体旅行についても適用対象とします。
	【事業参加手続き】	
17	事業に参加したいが、手続きを教えてください。	「第2弾 県民一家族一旅行」専用ホームページに募集要領を掲載しています。ホームページをご覧ください、事務局に申請書類等をお送りください。
18	参加申請期限はありますか。	事業実施期間中は、令和3(2021)年11月30日（火）までです。
19	「新型コロナ感染防止対策取組宣言」をしていないが、どうしたらよいですか。	業界別ガイドラインに沿った感染防止対策を実施してください。その上で、県HPから「新型コロナ感染防止対策取組宣言書」「ステッカー」をダウンロードし、店舗入り口に掲示してください。
	【精算手続き】	

	質問内容	回答
20	精算書類の提出先、提出方法はどのようになりますか。	原則、データでのメール送信による提出とします。 送信先 : utsunomiya007@jtb.com
21	精算書類の提出期限、振込時期はいつですか。	各月1日から末日までの実績を、翌月10日までにご提出ください。事務局で受領後、内容を審査し適正であれば、月末に事務局から振込みいたします。